

令和8年度独立行政法人環境再生保全機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和8年度独立行政法人環境再生保全機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 調達の全体像について

機構における令和7年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数(少額随意契約の基準額以下の調達を除く。)は45件、契約金額は585百万円であり、うち競争性のない随意契約は17件、契約金額は110百万円であった。

令和6年度と比較して全体の件数及び金額が減少しているのは、第5期中期計画期間の初年度である令和6年度において複数年度契約が多くあったことが主な要因である。

令和6年度と比較して競争性のない随意契約の件数及び金額が減少しているのは、同様に、令和6年度において複数年度契約(石綿健康被害救済制度における医学的判定に係る肺内石綿繊維計測等の業務(5年):3件、84百万円)があったことが主な要因である。

表1 令和7年度の調達全体像 (単位:件、百万円)

	令和6年度		令和7年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般競争等	(53.8%) 35	(54.8%) 442	(46.7%) 21	(43.2%) 253	(△40.0%) △14	(△42.8%) △189
企画競争・公募	(13.9%) 9	(23.5%) 189	(15.6%) 7	(37.9%) 222	(△22.2%) △2	(17.5%) 33
競争性のある 契約(小計)	(67.7%) 44	(78.3%) 631	(62.2%) 28	(81.2%) 475	(△36.4%) △16	(△24.7%) △156
競争性のない 随意契約	(32.3%) 21	(21.7%) 175	(37.8%) 17	(18.9%) 110	(△19.0%) △4	(△37.1%) △65
合 計	(100.0%) 65	(100.0%) 806	(100.0%) 45	(100.0%) 585	(△30.8%) △20	(△27.4%) △221

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
(注2) 各年度の上段()書きは、各項目の合計に対する構成比、比較増△減欄の()書きは増△減率である。
(注3) 少額随意契約の基準額以下の調達を除く。

(2) 一者応札・応募の状況について

機構における令和7年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、競争性のある契約のうち、一者応札・応募は2件、契約金額は6百万円であった。

なお、令和6年度と比較して件数が減少しているのは、これまでの一者応札改善の取組の継続及び一部の案件における更なる取組の結果、一者応札が解消されたことが主な要因である。また、金額が減少しているのは、令和6年度において総合評価2件(環境NGO・NPO・公益法人等に係るオンラインデータベースの構築及びウェブコンテンツの改修業務:13 百万円及び「地球環境基金便り」の企画・制作及びウェブコンテンツの制作業務:11 百万円)があったことが主な要因である。

表2 令和7年度の一者応札・応募状況 (単位:件、百万円)

		令和6年度	令和7年度	比較増△減
2者以上	件数	(93.2%) 41	(92.9%) 26	(△36.6%) △15
	金額	(95.9%) 605	(98.7%) 469	(△22.5%) △136
1者	件数	(6.8%) 3	(7.1%) 2	(△33.3%) △1
	金額	(4.1%) 26	(1.3%) 6	(△76.9%) △20
合 計	件数	(100.0%) 44	(100.0%) 28	(△36.4%) △16
	金額	(100.0%) 631	(100.0%) 475	(△24.7%) △156

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、企画競争及び公募)を行った計数である。

(注3) 各年度の()書きは、各項目の合計に対する構成比、比較増△減欄の()書きは増△減率である。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記1. の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、一者応札・応募及び競争性のない随意契約の改善については、所期の効果を上げていることから、引き続き改善の取組に努める。

一者応札・応募に関する取組【実施割合】

調達における競争性及び透明性を維持するため、過年度における一者応札・応募の解消に係る取組(※)を参考としつつ、本年度においても、引き続き①～③の取組を継続する。

- ① 公告から入札までの期間を内規では10日以上と定めているが、競争参加者の増加を図るため、10営業日以上を確保する。
- ② 契約手続審査委員会による事前の審査においては、特に競争性を確保するため、調達数量、業務範囲、スケジュール、必要な資格設定、業務の実績要件及び地域要件の妥当性について重点を置いた審査を実施する。
- ③ 調達情報に係るメールマガジンの活用等により、発注入札情報の更なる周知を図る。

※ 過年度における一者応札・応募の解消策

- (ア) 前向きな応札参加が見込める複数の業者への積極的なヒアリングの実施。
- (イ) 積極的な新規業者への声掛けの実施。
- (ウ) 参加業者への配慮として、従前よりも公告開始から提案書提出までの期間を増やすことによる準備日数の確保。
- (エ) 総合評価の評価項目及び得点配分について、事業実施体制や関連する事業の実績に加え、調達内容に係る有効な提案により加点されるよう見直しを実施。

3. 調達に関するガバナンスの徹底【 】は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立【契約手続審査委員会による審査件数】

新たに随意契約を締結することとなる案件については、機構内に設置された契約手続審査委員会（平成25年度設置、総括責任者は財務部担当理事）に事前に全件を報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

(2) 不祥事の発生の未然防止等のための取組【実施結果】

契約及び調達に関する規程の制定・改正及び契約事務マニュアル等の追加・改訂を随時実施する。特に、令和6年度から令和7年度にかけて行った契約手続に係る運用変更により、経理部門において全件を事前確認する仕組みから、一般競争（最低価格落札方式）や少額随意契約といった一部の調達については各部が調達を行った後、契約手続審査委員会が四半期毎に点検を行う仕組みへと見直したこと等を踏まえ、見直し後の仕組みの安定的かつ着実な運用を図るため、令和7年度に全面改訂した契約事務マニュアルの内容の充実を図る。

さらに、初任者から経験者まで幅広い者を対象とした、契約事務やコンプライアンス遵守に関する内容を充実させた研修を実施する。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を環境大臣に報告し、環境大臣の評価を受ける。環境大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

契約に関する重要事項の審査を目的として設置した契約手続審査委員会（平成25年度設置）について、本計画に定める各事項を着実に推進し、引き続き調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	財務部担当理事
メンバー	総務部長 財務部長

(2) 契約監視委員会の審査

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会（平成21年度設置）は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行う。また、『『独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて』における改善状況のフォローアップについて（平成24年9月7日総務省行政管理局長事務連絡）』に基づき、新規の競争性のない随意契約及び一者応札・応募案件などの点検・評価を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

(1) 入札参加機会の拡大のための取組

- ① 引き続き環境省ホームページの入札等情報に機構の調達情報のリンクを掲載していただくとともに、機構ホームページに入札公告や発注見通しを掲載した都度、機構のトップページに新着情報として表示し、入札参加機会の拡大を図る。
- ② 発注入札関係アンケートを機構ホームページに掲載し、調達情報の入手経路や入札参加状況等を把握し、入札参加機会の拡大に努める。

(2) ワーク・ライフ・バランス等の推進

総合評価落札方式及び企画競争の調達においては、ワーク・ライフ・バランス等の推進のため、当機構の調達内容の品質の低下、事業の執行への支障等が生じない範囲で、当該推進企業(※)であることを評価加点項目として設定する。

(※)ワーク・ライフ・バランス等推進企業

- i) ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律その他関係法令に基づく認定を受けた企業
- ii) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づく一般事業主行動計画を策定した企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)

(3) 適正かつ効率的な事務手続の推進

調達事務の適正性・透明性を確保するとともに、令和6年度から令和7年度にかけて行った契約手続の運用変更等を踏まえつつ更なる業務効率化を図る。

また、機構職員への契約手続に係る研修機会の提供等を行い、契約手続の運用変更等を定着させるとともに、適正かつ効率的な事務手続を推進する。

なお、経理業務では、限られた人員の中で機構全体の調達事務の相談対応に多くの時間を割いていることから、契約事務マニュアルの内容の充実に取り組み、事務手続の適正化とともに相談対応の縮減による効率化を図っていく。

(4) 調達等合理化計画及び自己評価結果等の公表

調達等合理化計画及び自己評価結果等について、機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。

以上